

昭和37年商業統計調査

都道府県番号	市区町村番号
○	○



指定統計  
第23号

商業調査票乙

調査区番号	(市区郡単位) 一連番号
○	◎

この調査票は、商業統計表および商店名簿を作成するために使用されます。したがって個々の調査票は、徴税その他直接申告者に利害関係を生ずるような目的にこの調査票は、統計法（昭和二十二年三月二十六日法律第十八号）に基づく指定統計調査でありますから申告しなかつた場合、虚偽の申告をした場合、この調査の事務に従事するものが調査の内容を他に明らかにした場合等は同法に基づいて処罰されます。

1	商店名(ふりがな)	事業主の前歴 昭和35年6月1日以後に開設した 4 商店の事業主はそれ以前はなにをやつていましたか、該当する番号を○でかこんで下さい。	1 給与その他の賃金を受けていた者 2 事業主(商業) 3 事業主(他産業) 4 家族従業者 5 無職(学生を含む)		
2	商店所在地 (電話局番) 番地	5 売場面積 (1坪=3.3平方メートル) 平方メートル			
3	3 商店の開設年 (該当する番号を○でかこんで下さい。現在の場所ので現在の事業を始めた年を記入して下さい。) 1 昭和19年以前 2 昭和20~24年 3 昭和25~29年 4 昭和30~31年 5 昭和32~33年 6 昭和34年 7 昭和35年 8 昭和36年 9 昭和37年	6 従業者数 昭和37年7月1日現在	区分 個人事業主および家族従業者 臨時・日雇の者 男 人 人 女 人 人 計 人 人		
7	7 月間商品販売額 昭和37年6月1日から 昭和37年6月30日まで	千円 百万 十万 万 千円	0		
8	8 年間商品販売額 および 商品手持額	※分類番号	商品名 (商品分類表によつて記入し、卸売・小売の別を付記して下さい。)	年間商品販売額 (昭和36年7月1日から昭和37年6月30日まで)	商品手持額 (昭和37年7月1日現在)
				億 千万 百万 十万 万 千円	千円 百万 十万 万 千円
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
合計				0	0
総販売額中代理による取扱額の割合 %					
9	修理料・サービス料・仲立手数料等の収入額	昭和36年7月1日から 昭和37年6月30日まで	業務内容	修理料・サービス料・仲立手数料等の収入額	千円 百万 十万 万 千円
備考		申告者の記名および押印		調査員押印	市区町村職員押印
規 模	業 種	市区郡番号		票 番	
※	◎	※		※	

○欄は市区町村で記入して下さい。◎欄は都道府県で記入して下さい。※欄は記入しないで下さい。

通商産業省

## 記 入 注 意

### 1 一般事項

- (1) 調査票には、青インキまたは黒インキを用いて、明りように記入して下さい。
- (2) 調査の時期に休業している商店もこの調査票を提出して下さい。ただし、昭和37年4月1日以前から引続き休業している商店は、その必要はありません。

### 2 調査事項

- (1) 商店名 商号、屋号を記入して下さい。それがない場合には事業主の氏名を記入して下さい。
- (2) 商店所在地 一定の区画、または建物内にあるときはその区画または建物の名称を、たとえば「〇〇市場内」「〇〇ビル2階」のように付記して下さい。
- (3) 商店の開設年 商店の開設年とは、この店が現在の場所で現在の事業を始めた年をいいます。
- (5) 売場面積
  - (イ) この欄には小売をしていない商店（卸売専業）は記入の必要はありません。
  - (ロ) この店が商品を販売するために使用している売場の床面積延数を記入して下さい。従つて、店または売場を他の人から借りて経営している場合であつても、実際に使用している売場の面積を記入して下さい。
  - (ハ) 売場面積には陳列棚、ショーウィンドウ、客用の接待所、階段、通路、および洗面所を含み、事務室、倉庫は除いて下さい。
  - (ニ) 自己製の商品を販売している小売業者の場合、商品を製造するための作業所および薬局の調剤室の面積は含めないで下さい。
- (6) 従業者数
  - (イ) 従業者とは、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。主として家事に従事している者は含めません。
  - (ロ) 「臨時、日雇の従業者」とは、30日未満の期間を定めて雇われる者および日々雇われる者をいいます。
- (8~1) 商品販売額 商品販売額は次のようにして記入して下さい。
  - (イ) 商品の代金全額を受け取つたときは、商品の引渡し以前でも代金受取時をもつて販売が行なわれたものとします。
  - (ロ) 商品を引き渡（発送）したときは、その時をもつて販売が行なわれ、かつ、代金が全部支払われたものとして全額を計上して下さい。
  - (ハ) 掛売、割賦およびチケット販売の場合は、商品を引き渡したときに、その代金の全額を販売額として計上して下さい。
  - (ニ) 他に販売を委託した場合は、受託者よりその代金を受取つたとき、または販売済の通知があつたときに、販売額に計上して下さい。
  - (ホ) 商品売買の代理を行なっている場合および他から商

品販売の委託を受けている場合は、その取扱い額を販売額として計上して下さい。

- (イ) 自家消費（業務用を除く。）した商品は、その全額を販売額に含めて下さい。
  - (ロ) 商品売買の代理（受託品の卸売を含む。）を行なっている場合は、「総販売額中代理による取扱額の割合」欄にその総販売額中に占める割合を記入して下さい。
- (8~2) 商品名 商品名は、商品分類表によつて、卸売したときは、卸売部門の商品名を、また小売したときは、小売部門の商品名を記入して、とくに卸売、小売の区別を明記して下さい。

該当する商品名が2つ以上ある場合は、過去1か年間の販売額の多いものから順に記入し、販売額が総額の1割に満たない商品については、便宜「その他」という名称で一括して、最後の欄に記入しても差し支えありません。ただし「その他」は総額の1割を越えないようにして下さい。

- (8~3) 商品手持額 商品手持額は、調査日（昭和37年7月1日）現在で、この店が販売の目的で保有している手持商品の金額をつぎのようにして記入して下さい。
- (イ) 商品手持額の評価は、仕入原価によります。ただしそれが困難な場合は、時価または販売価格のいずれによつてもさしつかえありません。
  - (ロ) 営業倉庫または他の場所にある自家倉庫、置場等に保管している商品も手持額に含めて下さい。
  - (ハ) 製造団屋、製造小売業および飲食店等で所有している原材料および半製品は含めません。
  - (ニ) 買入れた商品が調査日現在において輸送中であつたり、また売手の手元にある場合でも、これを商品手持額に含めて下さい。
  - (ホ) 他から販売を委託されている商品（受託品）は、この店の商品手持額に含め、また他へ販売を委託している商品（委託品）は、この店の商品手持額に含めません。
- (9) 修理料、サービス料、仲立手数料等の収入額
- (イ) 商品を販売するかたわら、それに付帯して修理またはサービス業を営んでいる場合は、その修理料またはサービス料を記入して下さい。修理料またはサービス料等とは、時計屋で時計を販売するかたわら修理する場合の修理料、あるいは畳屋における畳の裏返し賃およびふとん屋における綿の打直し賃等サービス料金をいいます。
  - (ロ) 仲立業務を行なっている場合は、その手数料収入を記入して下さい。
  - (ハ) 「業務内容」欄には、たとえば「時計修理」、「現像、焼付」、「電気工事」、「牛馬仲立」などのように具体的に記入して下さい。
- 備考欄
- (1) 昭和36年7月1日以降に開業した商店は、その開業した年月日を記入して下さい。
  - (2) 昭和37年4月1日以降に休業した商店は、その休業した年月日を記入して下さい。